

『多くの人が集まる催しを行う場合は 次のことに注意してください!』

◆多くの人が集まる催しでは、火気器具を使用する露店等に次のことが義務付けられています。

①露店等を開設する際の届出 ②消火器の準備

多くの人が集まる催しとは

祭礼、縁日、花火大会など社会的
広がりをもつとし、屋内、屋外を問
わず不特定多数の人が出入りする
催しが対象となります。

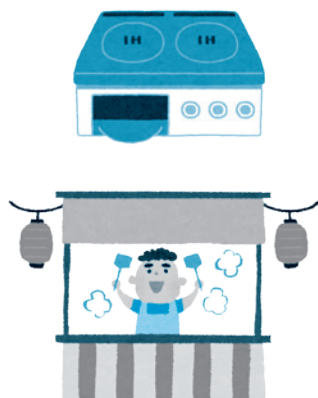
【例】①自治会等が実施する祭り

②事業所が近隣住民等を招い
て実施する催し

③学校で開催されるバザーで
関係者以外に周知し来場さ
れる催しなど

※近親者によるバーベキュー、幼稚
園で父母が主催するもちつき大
会のように、相互に面識がある人
が参加する催しなどは**対象外**と
なります。

○このほか、大規模な催しのうち、
消防署長が指定するものは、**主催
者**に防火担当者の選任、火災予防
上必要な業務計画の作成・提出な
どが義務付けられています。



○火気器具とは…コンロ・グリドル・ス
トーブ・ホットプレー
ト・発電機など。

○露店等とは…露店、屋台その他これ
らに類するものを開設
し、物品、飲食物等を
販売または提供するも
のをさします。

ご不明な点は最寄りの消防署へお尋ねください。

▶問い合わせ 佐賀広域消防局 多久消防署 予防指導課
☎75-2191 ☎75-2696

「佐賀税務署からのお知らせ」

記帳開始説明会を開催します

新たに帳簿の作成など記帳を行う人や記帳の仕方が分からない人は、
この機会にぜひご参加ください。

■対象者 事業（営業・農業）所得、不動産所得または山林所得が生
じる業務を行うすべての人

■会場 多久市中央公民館 視聴覚室

◆日時 11月6日（金）

【営業・不動産】10時～12時

【農業】13時30分～15時30分

※都合が悪い場合は、他会場でも参加できます。

■会場 小城市役所 大会議室
（西館2階）

◆日時 11月10日（火）

【営業・不動産】10時～12時

【農業】13時30分～15時30分

■会場 メートプラザ（佐賀市）

◆日時 11月12日（木）

【営業・不動産】10時～12時

【農業】13時30分～15時30分

▼問い合わせ

○佐賀税務署 担当…安田

※自動音声に従って「2」を選択してください。

○税務課 市民税係
☎75-2126

借金問題

過払い請求

【広告】

○サラ金からの借金を完済された方、時効前（10年）であれば、過払い請求が可能です。
○過払いの請求の場合、着手金不要（解決後、報酬金のみ）裁判までします。（印紙代等の実費は負担）

借金の相談は無料で随時受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00 日曜・祝日休

高崎繁行法律事務所

弁護士 高崎繁行（佐賀県弁護士会所属）

唐津市千代田町2109-17 くりはらビル1F

TEL 0955-70-0315

